

令和8年度五所川原市地区集会所解体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内会が所有する地区集会所の維持・存続が困難となった際に解体に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「町内会」とは、五所川原市内の町、字の区域等の地縁に基づいて形成された団体をいう。

2 この要綱において「地区集会所」とは、町内会が住民の集会、研修等を主たる目的として利用し、及び所有する建物をいう。

(交付の要件)

第3条 補助金は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り交付する。

- (1) 町内会により所有されている地区集会所を解体する場合であること。
- (2) 解体に要する費用（地区集会所を解体する理由が火災、自然災害等による場合にあっては、火災、自然災害等による保険給付等を差し引いた額。次条において同じ。）が20万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）であること。
- (3) 解体工事の施工業者は、市内に本店を置く法人又は市内に住所を有する個人事業者であること。
- (4) 市その他公的機関が実施する他の交付制度及び補償を用いる工事でないこと。

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、地区集会所の解体に要する経費とし、次に掲げる経費は交付対象としない。

- (1) 事務手数料及び負担金
- (2) 用地の造成に要する経費
- (3) 敷地内舗装、植栽、フェンス、門、自転車置場等の地区集会所本体以外の附帯施設解体経費（建物本体に附属する手すり、スロープ等に係る経費は、補助金の交付の対象に含む。）
- (4) 工事用機械又は工事用具購入費
- (5) 備品購入費
- (6) 用途の明確でない経費
- (7) その他市長が補助事業に関係がないと認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、交付対象経費の2分の1又は100万円のいずれか少ない額とする。この場合において、当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、地区集会所の解体前に五所川原市地区集会所解体補助金交付申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金を交付することを決定した場合にあっては五所川原市地区集会所解体補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあっては、五所川原市地区集会所解体補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(状況報告及び現地調査)

第9条 市長は、補助金交付の適正を期するため、補助金の交付決定後、必要があると認めるときは、補助事業の進捗状況に関し、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）、解体工事の施工業者等に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、五所川原市地区集会所解体補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 工事代金領収書（施工業者発行の内訳明細書）の写し
 - (2) 着工前、施工中、工事完了の写真（施工箇所ごとに定点撮影）及び完成後の全景写真（4方向）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日以内に提出しなければならない。
- 3 市長は、前条の規定による実績報告について、必要があると認めるときは、交付決定者、施工業者等に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。
- 4 市長は、前項の規定による調査の結果、交付対象工事の実績が事業に定める要件等に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを交付決定者に対して求めることができる。

(交付額の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき交付額を確定し、五所川原市地区集会所解体補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の請求は、前条第1項の通知を受けた後において、五所川原市地区集会所解体補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出して行うものとする。

(補助事業の変更及び中止)

第13条 交付決定者は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、五所川原市地区集会所解体補助金変更（中止）申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い変更又は中止の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、交付額の変更を決定した場合は、五所川原市地区集会所解体等補助金交付決定変更通知書（様式第8号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（決定の取消し等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、五所川原市地区集会所解体等補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、その決定を取り消すものとする。この場合において、既に補助金を交付したときは、当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

（1）前条第1項の申請がなく、補助事業の変更又は中止を確認したとき。

（2）詐欺その他不正な行為によって補助金の交付決定を受けたとき。

（3）補助金の交付決定日以降10年を経過する日の前に、交付対象工事を実施した土地を売却したとき。

（4）その他市長が適当でないと認めたとき。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。